

ESOMAR および WAPOR による 世論調査および公表調査に関する 主要要件

1. 調査への参加を依頼する際は、公正で誠実であり、また、世論調査および調査が政治運動などの非調査活動とは明らかに異なることを確実にする（4.1）。
2. インタビュー担当者は、速やかに身元を明かし、回答者がその善意を確認できるようにする。調査目的を説明し、回答者がいずれの時点でも調査への参加を取り消す権利を行使できることを確実にする。また、回答者の個人データは回答者の同意なく他者に開示されないこと、回答者に関して保持される不正確な個人データの削除または修正を依頼できることも説明すべきである（4.3）。
3. 世論調査または調査プロジェクトへの参加の結果として、いかなる意味でも回答者に害が及ぶことがないように、また、回答者の身元を特定できるあらゆる個人情報に安全に保管され、不正アクセス、改ざん、または開示から保護されるよう、注意を払う（4.2 および 4.3）。
4. 調査プロジェクトの一環として収集されたいかなる情報も、回答者の同意なく、本来の目的以外のために決して使用されないようにする（4.3）。
5. 調査の正確性および確実性に対する社会の信頼を維持するため、適切な方法を用い、世論調査または公表調査のサンプリング、変数の重み付け、質問の文体、調査時期を含む方法論について平明である（5.1）。
6. 意思決定者、報道関係者、および一般の回答者は、職業的調査および非職業的調査を区別できる必要がある。調査者および調査データ発表者は、社会およびその他のステークホルダーによる結果の評価が可能となるよう十分な情報を準備しなければならない（5.2）。
7. 最低限、結果に関して発表される報告には、調査機関名、調査依頼企業名、分野、サンプルサイズ、インタビュー方式、インタビュー日時が含まれるべきである。スペースが限られている場合、ガイドラインに掲載されているその他の関連情報は、オンラインで閲覧できるようにするべきである。またいずれの出版物も、追加詳細がどのように得られるかについて明確にし、この情報は出版後 24 時間以内に取得可能にするべきである（5.1 および 5.2）。
8. 世論調査に基づく科学的原則の限界を超える意見を述べない。また、解釈および言明は完全にデータと一貫していることを確認する（5.1）。
9. 調査機関は ICC/ESOMAR 行動規範を遵守し、顧客が行う結果発表はいずれもこのガイドラインに従ったものでなければならないことを、調査に先立って顧客に通知する。顧客が結果を発表する際、顧客は調査者に対し、結果の形態および内容について相談するべきであること、また、顧客の報告が結果を歪めるものである場合、それがデータにより十分に裏付けされ、全調査を発表する権利を有していない限り、そのプロジェクトの結果の提供に調査者名を関連させることは許可されないことを、顧客に通知する。

10. 出口調査：調査は公共の場で実施されるため、回答者の匿名性に特別な配慮をし、平明で、公開され、明確に文書化された方法を用い、受容された手順および技術的基準に従う。調査終了後、できるだけ迅速に、要求される情報とともに結果を発表する（8.2）。
11. 調査実施国で適用される法律を理解および遵守し、関連業界の行動規範に従う（1）。

括弧内の番号は、「ESOMAR WAPOR 世論調査および公表調査ガイドライン」内の該当セクションを示しています。ガイドラインは www.esomar.org または www.wapor.org でご覧いただけます。

Official Translation Partner:
[Language Connect](#)

